

## 「ココがポイント！自治体議員のコンプライアンス」追補のご案内

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、地方議員の兼業禁止規定の改正がありました。本書「⑧兼業禁止 I 議員と自治体の取引では兼業禁止に要注意！」（p18-19）について下記ご案内致しますので、本書内容と併せてご確認ください。

### 兼業禁止規定の改正について

令和4年12月、地方自治法が改正され、地方議員の兼業禁止規定（法92条の2）が以下のように改められました（令和5年3月1日施行）。

#### 1. 「請負」の定義の明確化

法92条の2の「請負」：

「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

これまで、「請負」の意義については、「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約を含む一方、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られる」（「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」平成30年4月25日総行第94号）と解されてきました。

今回導入された定義は、自治体を相手方とする民法上の請負以外の取引を広く含み、「業として行う」すなわち継続性・反復性を求めていることから、基本的にこれまでの解釈を踏襲するものと考えられます。

#### 2. 議員個人による請負に関する規制の緩和

一会計年度の取引額の合計が300万円以内であれば、兼業禁止規定に抵触しない。

また、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者」は兼業禁止の規制を受けないこととされました。

政令ではこの額を300万円と定めており（法施行令121条の2）、したがって年間（一会計年度）300万円以内の取引額であれば兼業禁止規定に違反しないことになります。ただし、改正法の施行日（令和5年3月1日）より前の取引については従前の例によりますので、適用関係には注意が必要です。

なお、300万円という額について、総務省は、政令案に対する意見募集の結果の中で、個人企業の年間売上高の全国平均の2割程度の水準である300万円とすることが適当と考えているとしています。